

TPP11(CPTPP)及び日EU・EPA 原産地規則について【概要】



2019年6月
東京税関
総括原産地調査官

I. TPP11原産地規則

1. TPP11原産地規則の概要
2. 原産地基準について
3. 原産地手続について

II. 日EU・EPA原産地規則の概要

1. 日EU・EPA原産地規則の概要
2. 原産地基準について
3. 原産地手続について

III. その他

- TPP11における関税の特恵待遇(TPP11税率)は、「TPP11原産品」に対してのみ適用される。
- TPP11原産地規則章では、「TPP11原産品」の定義(原産地基準)やTPP11税率の申告手続(原産地手続)等を定めており、(1)第A節(原産地基準)、(2)第B節(原産地手続)、及び(3)品目別規則(PSR: Product Specific Rule)から構成されている。

第A節(原産地基準)

〈TPP11原産品〉

①完全生産品、②原産材料のみから生産される産品、又は③PSRを満たす産品(産品に応じて関税分類変更基準や付加価値基準等)のいずれかを満たす産品はTPP11原産品となる。

〈累積〉

原産材料の累積(モノの累積)のほか、生産行為の累積も認められている(締約国内他国の原産品や生産行為を自国の原産材料や生産行為とみなす。)

第B節(原産地手続)

〈特恵要求手続(証明制度)〉

事業者(輸入者、輸出者又は生産者)自らが原産品申告書を作成することができる自己申告制度が採用されている。

〈確認手続(検証)〉

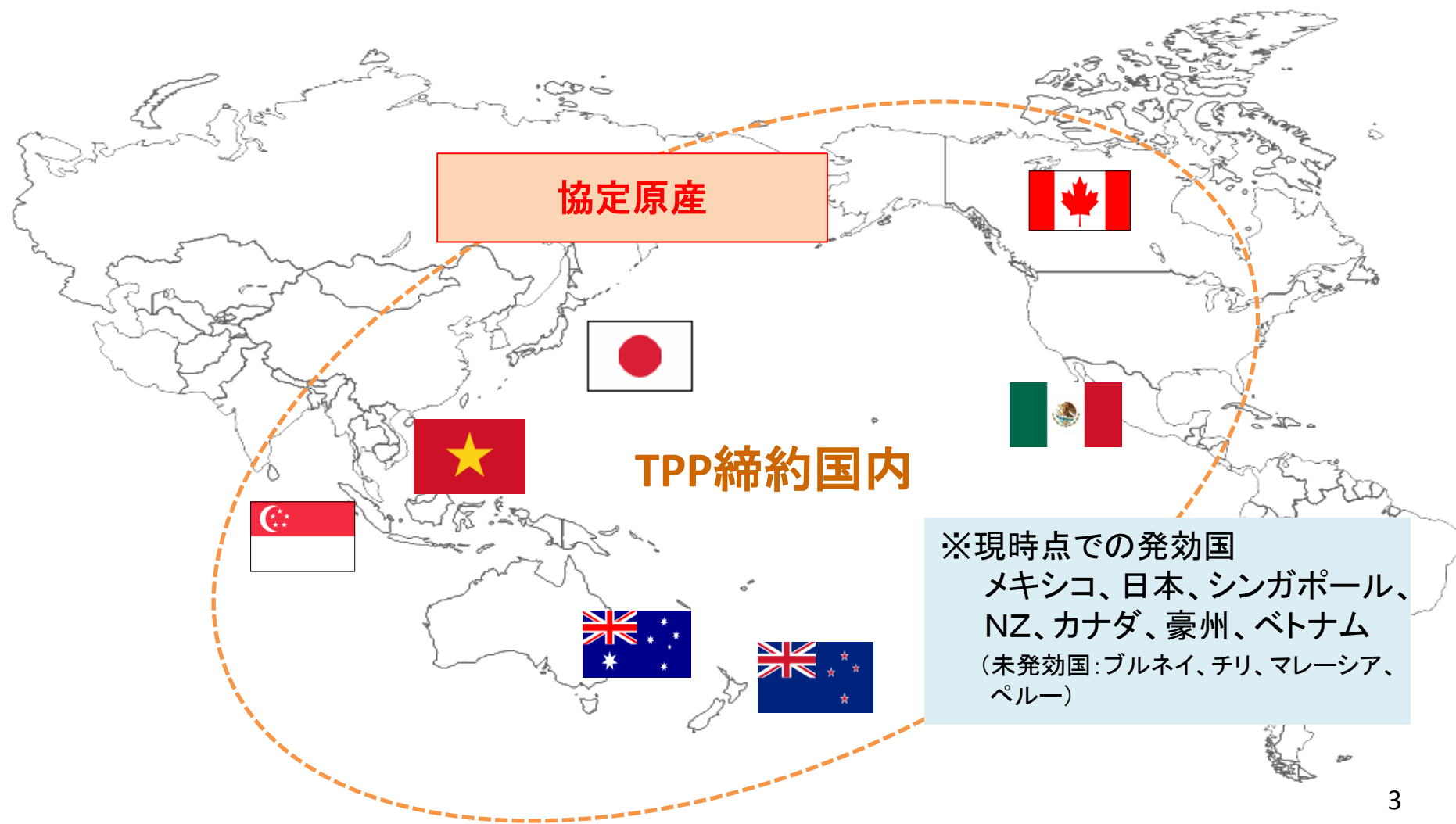
輸入国税関は、輸入された産品が原産品であるかどうかを確認するため①輸入者への情報提供の要請、②輸出者、生産者への情報提供の要請、又は③それらの施設への訪問、を行うことができる(輸入国税関による直接的な検証)。また、輸入国から要請があった場合には、輸出国政府による検証の支援(協力)も可能。

品目別規則(PSR)(附属書三-D)

それぞれの産品に応じた関税分類変更基準や付加価値基準等の原産地基準(原産品となるための要件)が設定されている。

※繊維及び繊維製品については、別途、繊維章において原産地基準等が設けられている。

○TPP締約国内を仮想的な一の領域とみなし、本協定に基づくTPP原産品は関税の撤廃又は削減の対象となる。



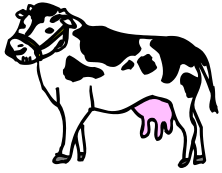
I. TPP11原産地規則

1. TPP11原産地規則の概要
2. 原産地基準について
3. 原産地手続について

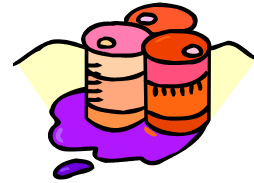
II. 日EU・EPA原産地規則の概要

1. 日EU・EPA原産地規則の概要
2. 原産地基準について
3. 原産地手続について

III. その他



(例) 生きている動物であって、
TPP11締約国の域内において、
生まれ、かつ成育されたもの
(家畜等)



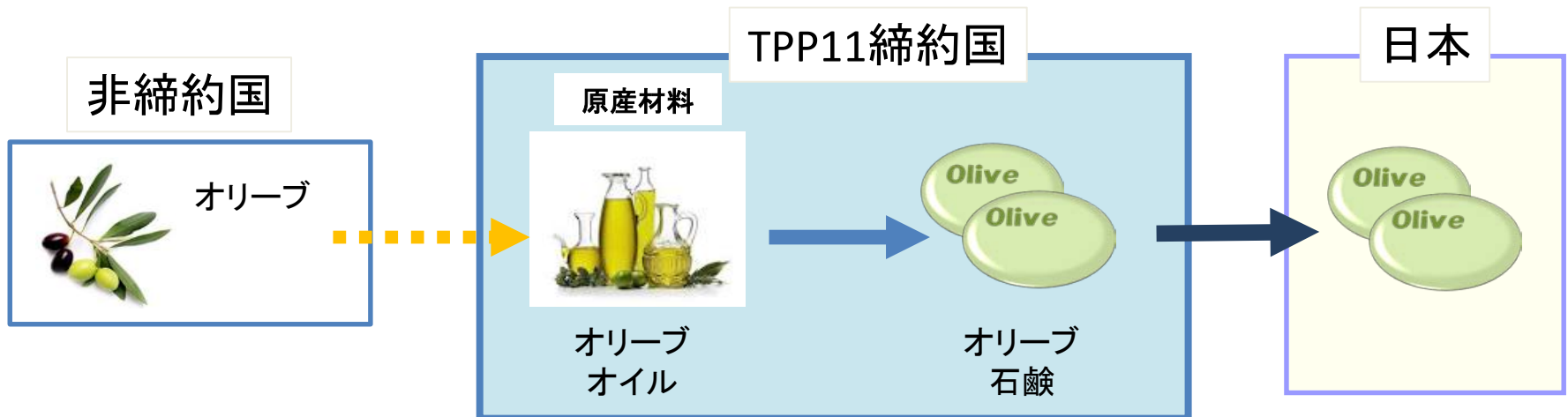
(例) TPP11締約国の域内から
抽出され、又は得られる鉱物
その他の天然の物質
(原油等)

原産材料のみからなる産品

○TPP11締約国の原産材料のみから生産される産品のこと。

○生産に使用される材料はすべて原産材料。個々の材料は、遡れば第三国の材料(非原産材料)である場合もある。

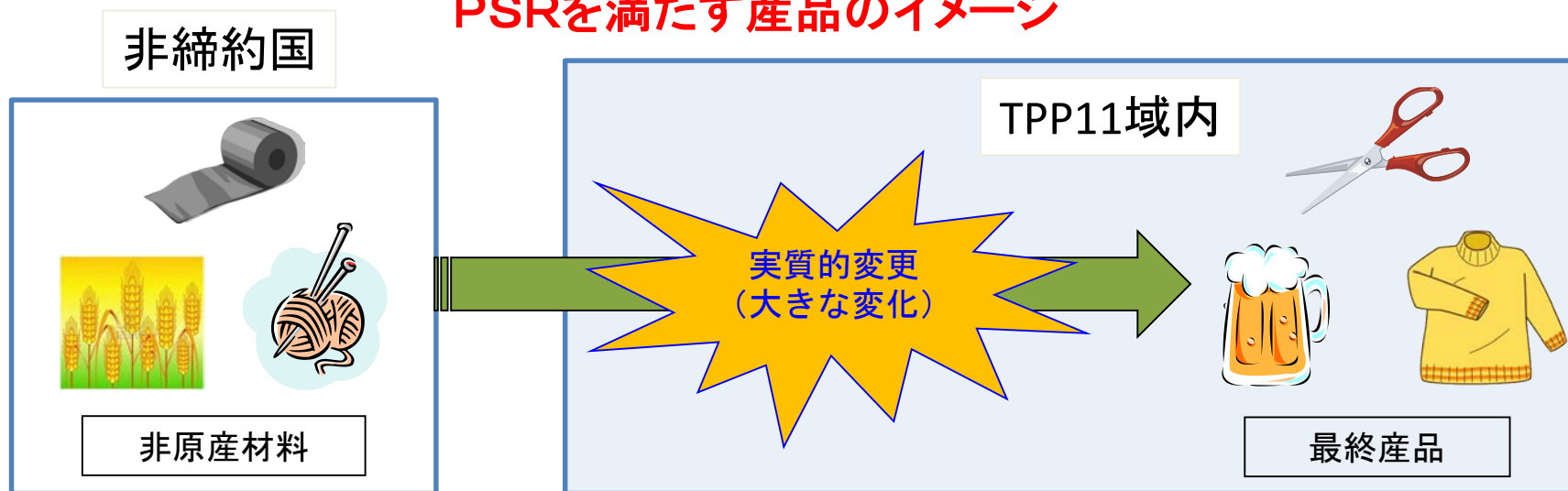
(例) TPP11締約国で製造するオリーブ石鹸



○非原産材料を使用しているも、締約国における加工等の結果として、当該材料に実質的な変更があった場合には、その産品をTPP11原産品と認めるもの。

○PSRでは、それぞれの産品に応じた関税分類変更基準や付加価値基準等の原産地基準(原産品となるための要件)が設定されている。

PSRを満たす産品のイメージ



【PSRの3類型】

- ①関税分類変更基準: 非原産材料と最終産品との間に特定の関税分類番号変更があること。
- ②付加価値基準: 産品に一定以上の付加価値を付与すること。
- ③加工工程基準: 産品に特定の加工(例: 化学品の化学反応)がなされること。

○ 第三国(非締約国)のオリーブ(第07.09項)からTPP11締約国においてオリーブオイルを製造。

○ この場合、非原産材料(オリーブ)と最終製品のオリーブオイルの関税分類番号に特定の変化があることから、オリーブオイルはPSRを満たし、TPP11原産品と認められる。

(注) オリーブオイル(第15.09項)の品目別規則
類の変更(HS2桁レベルでの変更)



※関税分類番号は世界税関機構(WCO)のHS条約(商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約)に基づく。商品毎に類(2桁で97)・項(4桁で1223)・号(6桁で5204)のHS番号が設定されている。

- 材料である車体の鉄鋼製品等を第三国(非締約国)より輸入し、日本で乗用自動車を製造。
- この場合、日本での製造において、付加された価値(8,000米ドル)が、**製品全体の価額(10,000米ドル)**に対して55%以上であることから、乗用自動車はPSRを満たし、TPP11原産品と認められる。

(注1) 乗用自動車(第87.03項)の品目別規則

付加された価値(域内原産割合)が製品全体の価額に対して控除方式で55%以上等

(注2) 控除方式による計算方法

[(製品の価額－使用された非原産材料価額の合計)／製品の価額]の計算式で域内原産割合を算出



$$\text{域内原産割合} = \frac{10,000\text{米ドル} - 2,000\text{米ドル}}{10,000\text{米ドル}} = 80\% \geq 55\%$$

- 利用可能な計算方式は、それぞれのPSRに記載されている。
- TPP11の付加価値基準の計算方式は、我が国の従来のEPAで採用済みの控除方式、積上げ方式に加えて、重点価額方式、純費用方式が新たに規定。

○ 控除方式(非原産材料の価額に基づくもの)

我が国の過去の協定でも採用

$$\text{RVC(\%)} = \frac{\text{製品の価額} - \text{非原産材料の価額}}{\text{製品の価額(FOB)}}$$

○ 積上げ方式(原産材料の価額に基づくもの)

我が国の過去の一部協定でも採用。控除方式との違いは原産材料の価格を特定し積み上げてRVCを算出する点。

$$\text{RVC(\%)} = \frac{\text{原産材料の価額}}{\text{製品の価額(FOB)}}$$

○ 重点価額方式(特定の非原産材料の価額に基づくもの)

一部の鉱工業品に適用(新たにTPP11で採用)。控除方式との違いは非原産材料の価格を特定の主要な材料(PSRにより関税分類変更が求められている材料)のみに限る点。

$$\text{RVC(\%)} = \frac{\text{製品の価額} - \text{非原産材料の価額(特定の材料のみ)}}{\text{製品の価額(FOB)}}$$

(「特定の材料」の規定方法)

例. 鉄鋼製品7315.11のPSR

「…第73類の非原産材料のみを考慮に入れる。」

○ 純費用方式

自動車関連の品目のみに適用(新たにTPP11で採用)。控除方式との違いは製品の価格(FOB)ではなく、製品の生産に係る純費用を用いる点。

$$\text{RVC(\%)} = \frac{\text{純費用} - \text{非原産材料の価額}}{\text{純費用}}$$

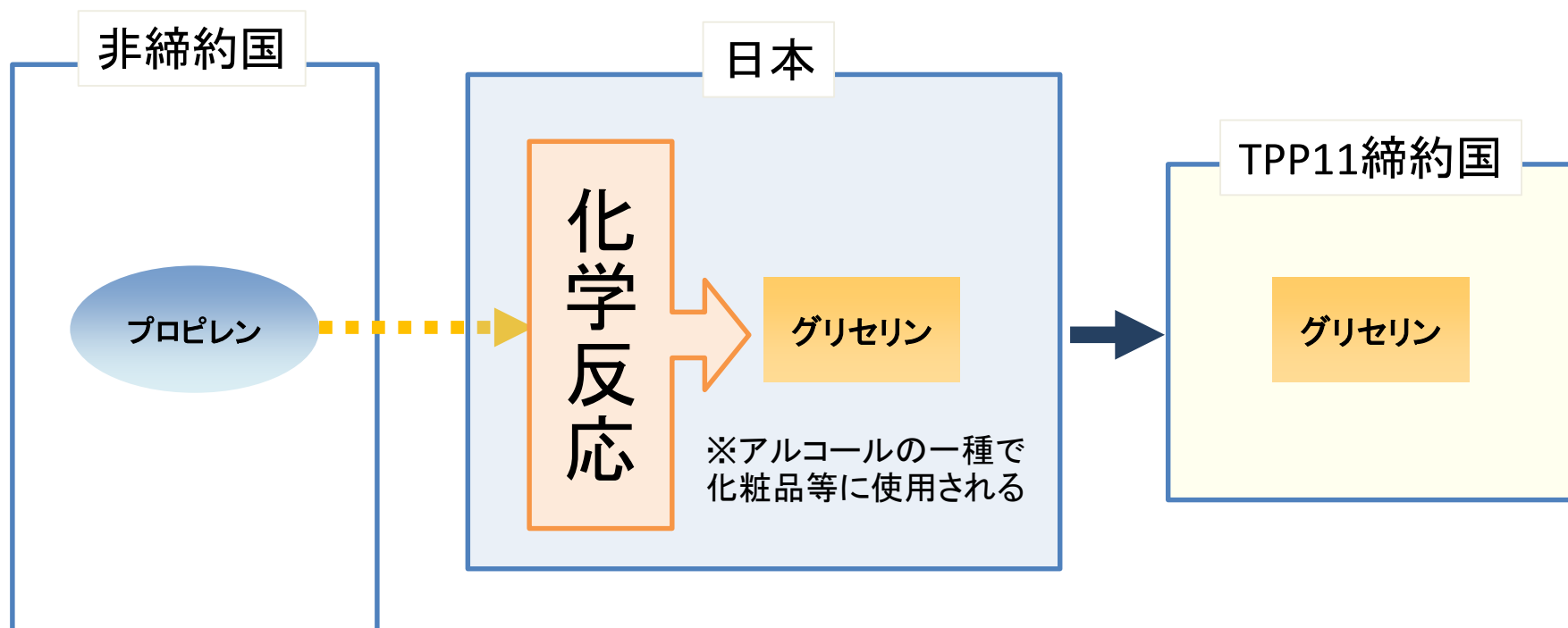
第3・9条 純費用

「純費用」とは、総費用から、当該総費用に含まれる販売促進、マーケティング及びアフターサービスに係る費用、使用料、輸送費及びこん包費並びに不当な利子を減じたものをいう。」

○材料であるプロピレンを第三国(非締約国)より輸入し、日本においてグリセリンを製造。

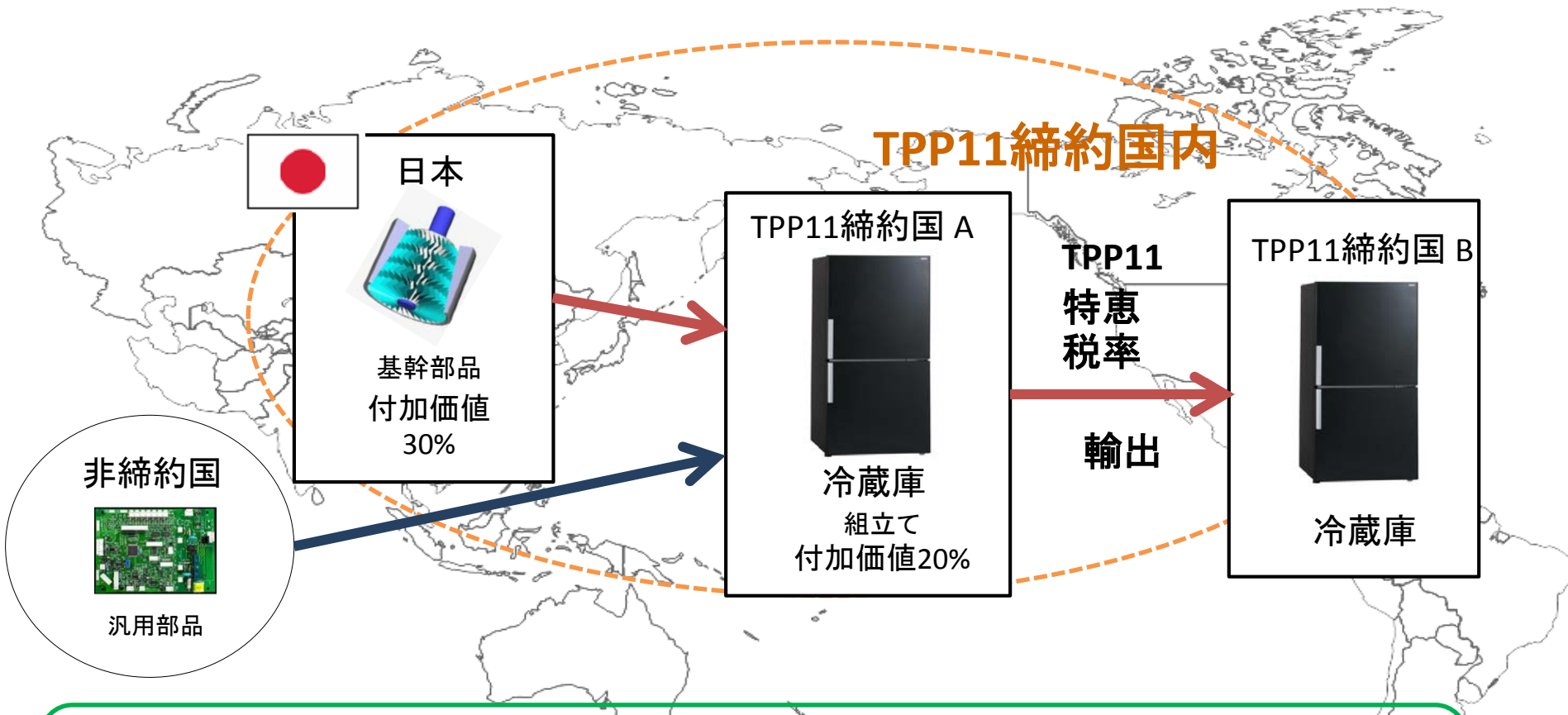
○この場合、日本での製造において、使用された非原産材料に対して化学反応が施されていることから、グリセリンは加工工程基準(この例の場合、特定の化学反応を経ていること)を満たし、TPP11原産品と認められる。

(注)グリセリン(2905.45号)のTPP11品目別規則(※号変更基準との選択制となっている。) 産品が化学反応の工程(新たな構造の分子を生ずること)を経ていること



○相手国の原産品や生産行為を自国の原産材料や生産行為とみなし、製品の原産性の判断に算入する。

(例)原産地規則が「付加価値45%」の場合(数値・図はイメージ)



累積ルールがない場合には、締約国Aの付加価値が20%であるため、原産地規則「付加価値45%」を満たせないが、累積制度があれば、日本の付加価値30%と締約国Aの付加価値20%を加え、付加価値50%となり、付加価値45%を超えるため原産品として認められる。

- ◆ TPP11では、繊維及び繊維製品(*)の原産地規則が、他の原産地規則と別章で定められている。

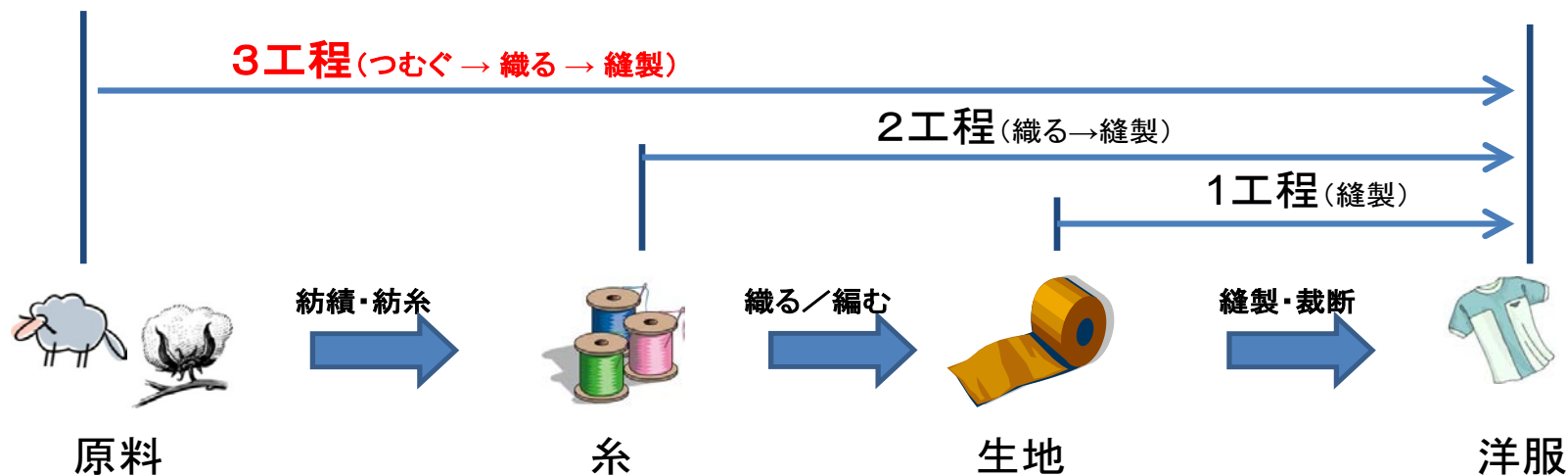
* 第4202.12号、第4202.22号、第4202.32号、第4202.92号及び第50類～第63類、第66.01項、第70.19項、第9404.90号、第96.19項のうち繊維製のもの、が対象。

□ 第3章 原産地規則及び原産地手続

□ 第4章 繊維及び繊維製品

第4・2条(原産地規則及び関連事項)において、第4章で別に規定する場合を除き、第3章の規定を繊維及び繊維製品にも適用する旨を規定している。

- ◆ TPP11における繊維製品の原産地規則は、①紡ぐ、②織る、③縫製、という3工程を原則TPP11締約国内において行われなければならない「ヤーンフォワード・ルール」を基本とする。



◆ 供給不足の物品の一覧表に掲げる材料の取扱い（第4・2条7）

繊維又は繊維製品が原産品であるかを決定するにあたり、附属書4-A付録1の「供給不足の物品の一覧表」=ショートサプライ・リスト(SSL)（**下表は抜粋**）に掲げられた材料（繊維・糸・生地）については、TPP11締約国外から調達されたものであっても原産材料とする。
 なお、材料によっては、ショートサプライ・リストの中で最終用途が限定されている場合がある。 → **この取扱いにより、ヤーンフォワードルール(3工程)が緩和される。**

物品の番号	供給不足の物品の品名	最終用途に関する要件 (該当する場合)
157	第60.04項から第60.06項までの各項のメリヤス編物(絹が51%以上のものに限る。)	第61類の衣類

◆ 第61類～第63類の繊維製品に関する規定

□ 関税分類を決定する構成部分（品目別規則第61類～第63類 類注1）

第61類～第63類の産品が原産品であるか否かは、産品の「関税分類を決定する構成部分」が品目別規則に定める関税分類変更基準を満たすか否かをもって、決定する。

→ **原則として、表側の生地に占める面積が最も大きい部分**

(※「総裏」については構成部分に含まない取扱いに変更(既存協定も含む。))

□ 僅少の非原産材料（第4・2条3、4）

第61類～第63類の産品で、「関税分類を決定する構成部分」に品目別規則に定める関税分類変更基準を満たさない非原産材料が含まれるものは、当該非原産材料の総重量が「関税分類を決定する構成部分」の総重量の10%以下であるときは、原産品とみなす。

ただし、「関税分類を決定する構成部分」に弾性糸を含む場合は、当該弾性糸はTPP締約国内産に限る。

□ 縫糸に関するルール（品目別規則第61類及び第62類 類注3、第63類 類注2）

第61類～第63類の産品に縫糸(*)が使用されている場合は、当該縫糸がTPP11締約国内産である場合に限り、産品を原産品と認める。

* 縫糸とは、第52.04項、第54.01項及び第55.08項の縫糸並びに縫糸として使用される第54.02項の糸をいう。

縫糸は「関税分類を決定する構成部分」には通常含まれないため品目別規則の対象とならないが、このルールにより非原産の糸の使用が排除される。

□ 弾性生地に関するルール（品目別規則第61類、第62類 類注2）

第61類及び第62類(第6212.10号を除く)の繊維製品に第5806.20号又は第60.02項の生地(弾性生地)が含まれている場合は、当該生地がTPP11締約国内産の糸から作られかつTPP11締約国内で仕上げられたものである場合に限り、産品を原産品と認める。

□ 着物・帯に関するルール（品目別規則第62類 類注4）

絹織物はショートサプライ・リストで締約国外からの調達が認められている(1工程)が、日本の伝統的な衣類である絹100%の着物及びその付属品である絹製の帯に使用される織物は、TPP11締約国内で製織する必要がある(2工程)。

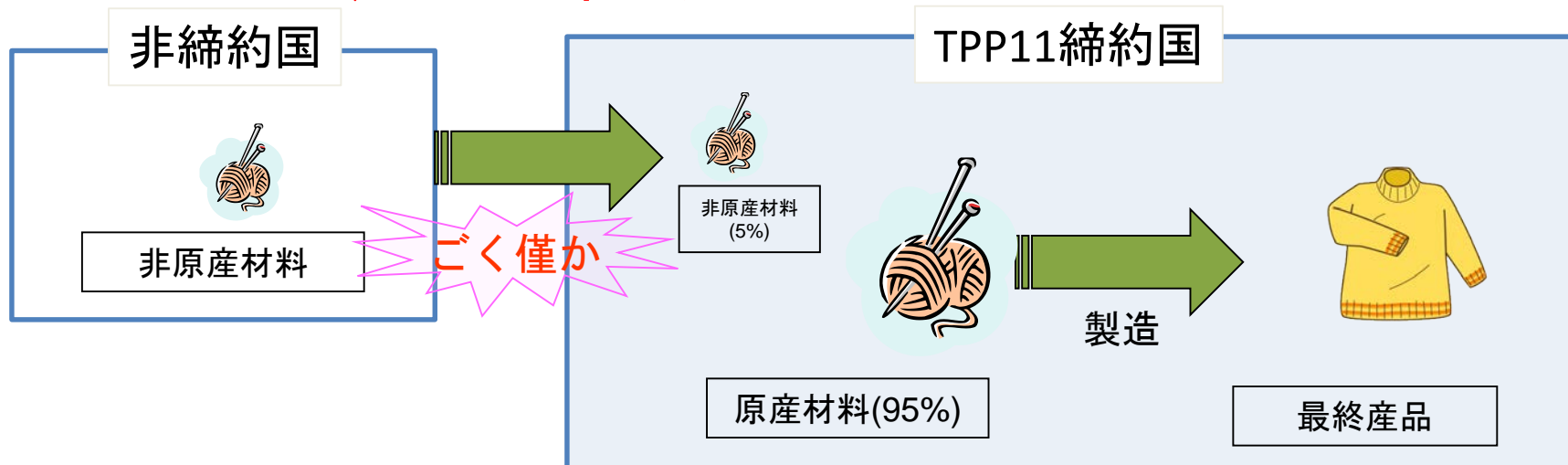
◆ 第61類～第63類以外の繊維又は繊維製品の規定**□ 僅少の非原産材料**（第4・2条2、4）

第61類～第63類までに分類されない繊維又は繊維製品について、品目別規則に定める関税分類変更基準を満たさない非原産材料がある場合、その総重量が産品の総重量の10%以下の場合は当該産品を原産品とみなす。

ただし、弾性糸を含む場合は、当該弾性糸はTPP11締約国内産に限る。

○非原産材料を使用している場合、その使用がわずかな場合には、その産品を締約国の原産品と認めるもの。

デミニミスのイメージ



【デミニミスの基準】

- 関税分類変更基準が適用される産品にのみ適用され、原則として産品の価額の10%以下
- ただし、繊維製品の場合、原則として当該産品の重量の10%以下

➤ TPP11原産地規則章附属書Cにおいて、僅少の非原産材料の規定を適用しない材料等を規定。

以下のものには、僅少の非原産材料の規定は適用されない。

- (a) 第4類の非原産材料又は第1901. 90号若しくは第2106. 90号の原産品でない酪農調製品(乳固形分の含有量が全重量の10%を超えるものに限る。)であって、第4類の産品(第0402. 10号、第0402. 21号、第0402. 29号及び第0406. 30号(注)の産品を除く。)の生産において使用されるもの
- (b) 第4類の非原産材料又は第1901. 90号の原産品でない酪農調製品(乳固形分の含有量が全重量の10%を超えるものに限る。)であって、次のいずれかに掲げる産品の生産において使用されるもの
 - (1) 第1901. 10号の育児食用の調製品(乳固形分の含有量が全重量の10%を超えるものに限る。)
 - (2) 第1901. 20号の混合物及び練り生地(乳脂肪の含有量が全重量の25%を超えるものに限る。小売用にしたものを除く。)
 - (3) 第1901. 90号又は第2106. 90号の酪農調製品(乳固形分の含有量が全重量の10%を超えるものに限る。)
 - (4) 第21. 05項の産品、第2202. 90号の飲料(ミルクを含有するものに限る。)
 - (5) 第2309. 90号の飼料(乳固形分の含有量が全重量の10%を超えるものに限る。)
- (c) 第08. 05項又は第2009. 11号から第2009. 39号までの各号の非原産材料であって、第2009. 11号から第2009. 39号までの各号の産品の生産において使用されるもの又は第2106. 90号若しくは第2202. 90号の単一の果実若しくは野菜を使用したジュース(ミネラル又はビタミンを加えたものに限る。濃縮したものかどうかを問わない。)に使用されるもの
- (d) 第15類の非原産材料であって、第15. 07項、第15. 08項、第15. 12項又は第15. 14項の産品の生産において使用されるもの
- (e) 第8類又は第20類の原産品でない桃、梨又はあんずであって、第20. 08項の産品の生産において使用されるもの

I. TPP11原産地規則

1. TPP11原産地規則の概要
2. 原産地基準について
3. 原産地手続について

II. 日EU・EPA原産地規則の概要

1. 日EU・EPA原産地規則の概要
2. 原産地基準について
3. 原産地手続について

III. その他

- 日豪EPAと同様、TPP11においても自己申告制度が採用されている。(第三者証明制度は採用されていない。)
- 輸出者、生産者又は輸入者が原産品申告書の作成ができる。
- 輸入者は、TPP11税率を適用して輸入申告をする際に原産品申告書を税関に提出。
(※)我が国での輸入に際しては、原産品であることを明らかにする書類(明細書等)の提出も必要。

輸出国

輸入国

生産者

①原産品
申告書
作成可

輸出者

①原産品
申告書
作成可

②輸出

輸入者

③
輸入申告
(TPP11税率)①原産品
申告書
作成可原産品
申告書等

輸入国税関

④原産性の審査及び事後確認

(参考) 協定上は、「原産地証明書」との名称で規定している。

原産品申告書及び明細書の作成方法は別資料

【実務編】で解説します。

※ なお、輸出国によっては例外的に、最長で10年間、自国の権限のある当局等が上記書面を作成することが可能。ただし、当該書面に基づいて輸入申告を行う際にも、原産品であることを明らかにする書類の提出が必要。

- ベトナムについては、附属書3-Aを適用する旨を他の締約国に通報したことから、例外的に、最長で10年間、自国の権限のある当局が原産品申告書に相当する書面を発給することとなり、輸出者・生産者が原産品申告書を作成することはできない。
- ただし、当該書面に基づいて輸入申告を行う際にも、原産品であることを明らかにする書類の提出が必要。

輸出国(ベトナム)

輸入国(日本)

生産者

輸出者

② 輸出

輸入者

①原産品申告書発給

発給機関

(自国の権限のある当局)

(参考) 協定上は、「原産地証明書」との名称で規定している。

①原産品申告書作成可

③ (TPP 11税率) 輸入申告

原産品申告書等

輸入国税関

④ 原産性の審査及び事後確認

- ブルネイ、マレーシア、メキシコ、ペルー及びベトナムについては、輸入者による自己申告は、それぞれの国においてTPP11が効力を生じる日から5年以内に実施。
- これら5カ国が輸入者自己申告を実施するまでの間は、これらの国で特惠要求を行う際は、製品の輸出者又は生産者がTPP11原産であることを示す必要がある(輸入者自己申告はできない。)

輸出国(日本)

輸入国(ブルネイ、マレーシア、メキシコ、ペルー、ベトナム)

生産者

①原産品
申告書
作成可

輸出者

①原産品
申告書
作成可

②輸出

輸入者

③
輸入申告
(TPP
11税率)(必要に応じ)
その他の資料

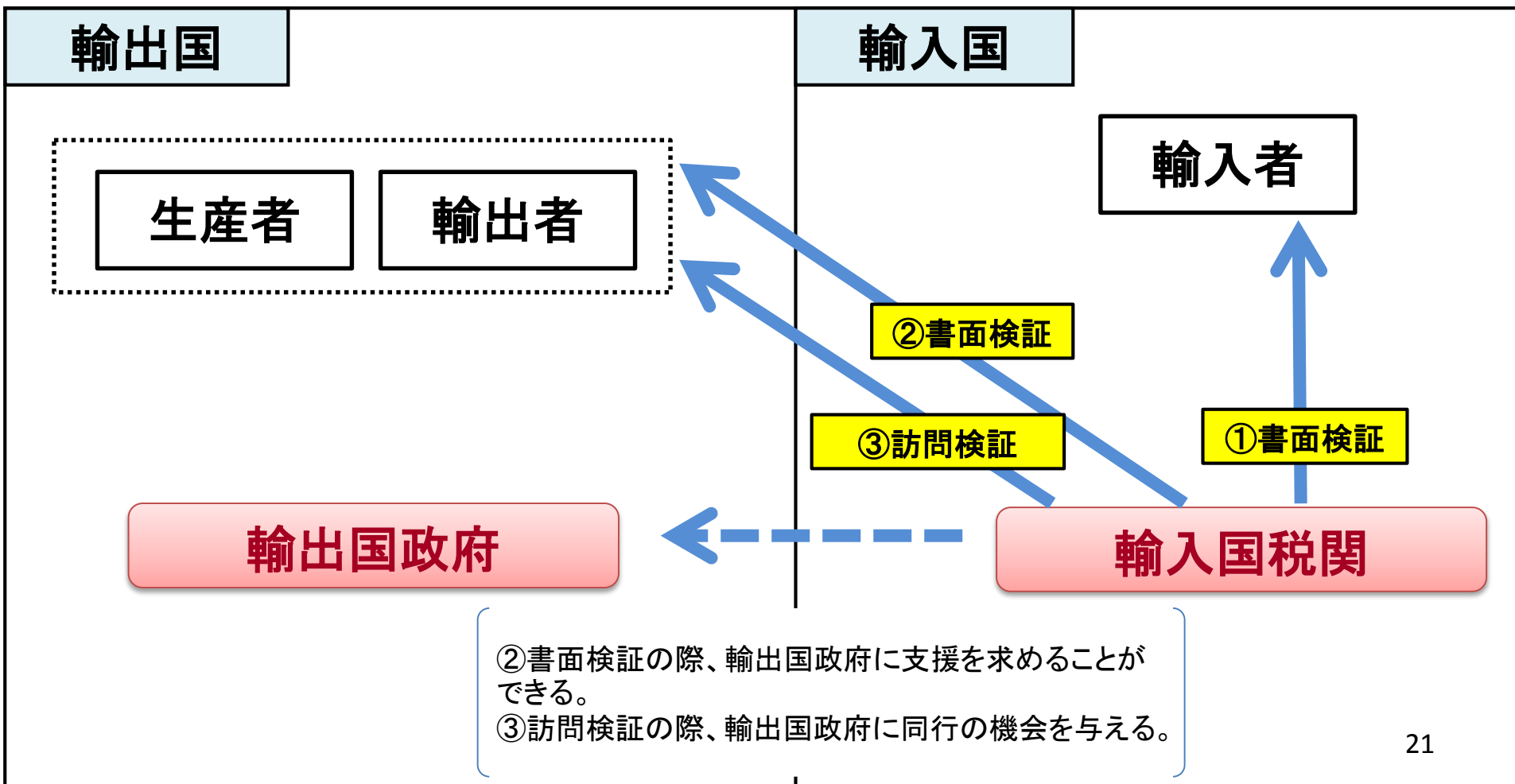
輸入国税関

④原産性の審査及び事後確認

(参考) 協定上は、「原産地証明書」との名称で規定している。

輸入された産品の原産性に疑義がある場合、税関は、産品についての情報を求めることができる。

- ① 輸入者に対する書面による検証(書面検証:産品について、質問票等により情報を求めること)
 - ② 輸出者・生産者に対する書面検証
 - ③ 輸出者・生産者に対する訪問検証(事務所や工場等を訪問し、産品の原産性を確認すること)
- (※)輸入者、輸出者又は生産者が十分な情報を提供しない場合等はTPP11税率の適用を否認。



輸入者	<p>輸入の許可の日の翌日から5年間、以下の書類を保存。</p> <ul style="list-style-type: none">◆ 当該輸入に関する文書。(特惠待遇の要求の根拠となった原産品申告書を含む)◆ 特惠待遇の要求が当該輸入者が作成した原産品申告書に基づく場合には、当該産品が原産品であり、かつ、関税上の特惠待遇を受ける資格を有することを示すために必要なすべての記録。
輸出者・生産者	<p>輸出者・生産者の自己申告の場合は、作成の日から5年間、以下の書類を保管。</p> <ul style="list-style-type: none">◆ 当該輸出者又は生産者が提供した原産品申告書に記載した産品が原産品であることを示すために必要な全ての記録。

I. TPP11原産地規則

1. TPP11原産地規則の概要
2. 原産地基準について
3. 原産地手続について

II. 日EU・EPA原産地規則の概要

1. 日EU・EPA原産地規則の概要
2. 原産地基準について
3. 原産地手続について

III. その他

- ▶ 日EU・EPA税率は、EPA相手国の原産品に対してのみ適用される。
- ▶ 日EU・EPA原産地規則章では、原産品の定義(原産地基準)やEPA税率の申告手続(原産地手続)等を定めており、(1)第A節(原産地規則)、(2)第B節(原産地手続)、(3)第C節(雑則)、及び(4)品目別規則(PSR: Product Specific Rules of Origin)等の附属書から構成されている。

第A節(原産地規則)

〈原産品〉

①完全生産品、②原産材料のみから生産される産品、又は③PSRを満たす産品(産品に応じて関税分類変更基準や付加価値基準等)のいずれかを満たす産品は日EU・EPAにおける原産品となる。

〈累積〉

原産材料の累積(モノの累積)のほか、生産行為の累積も認められている(一方の締約国の原産品や生産行為を他方の締約国の原産材料や生産行為とみなす)。

第B節(原産地手続)

〈特惠要求手続(証明制度)〉

事業者(輸入者、輸出者又は生産者)自らが原産品申告書を作成することができる自己申告制度が採用されている。(TPP11と同様)

〈確認手続(検証)〉

輸入国税関は、輸入された産品が原産品であるかどうかを確認するため①輸入者への情報提供の要請、②輸出国税関を通じた輸出者・生産者に対する検証、を行うことができる。

第C節(雑則)

セウタ及びメリリャへの適用、原産地規則及び税関に関連する事項に関する専門委員会、経過規定

品目別規則(PSR)

それぞれの産品に応じた関税分類変更基準や付加価値基準等の原産地基準(原産品となるための要件)が設定されている。

○EU域内を一の領域とみなし、本協定に基づく日本国原産品、EU原産品は関税の撤廃又は削減の対象となる。



【参考】 税関HP掲載資料

日EU・EPA EPA税率の地理的適用範囲表

- 本表は、関税率の適用に関して、欧州連合（EU）の地理的適用範囲を示したものです。（日EU・EPA全体の地理的適用範囲を示したものではありません。）
- 日EU・EPAでは、非EU加盟国であっても適用の対象となる国（モナコ、アンドラ、サンマリノ）があります。また、EU加盟国の領域であっても、適用の対象外である場合があるため、輸出入申告の際には、特に注意が必要です。

適用対象国	注意が必要な領域	
	適用対象の領域	適用対象外の領域
ベルギー Kingdom of Belgium	—	—
ブルガリア Republic of Bulgaria	—	—
チェコ The Czech Republic	—	—
クロアチア The Republic of Croatia	—	—
デンマーク The Kingdom of Denmark	—	フェロー諸島 Faeroe Islands グリーンランド Greenland
ドイツ The Federal Republic of Germany	ヘルゴラント島 Island of Helgoland ビューズンゲン territory of Büsingen	—
エストニア The Republic of Estonia	—	—
アイルランド Ireland	—	—
ギリシャ The Hellenic Republic	アトス山 Mount Athos	—
スペイン The Kingdom of Spain	セウタ Ceuta メリリャ Melilla カナリー諸島 the Canary Islands	—

適用対象国	注意が必要な地域	
	適用対象の地域	適用対象外の地域
フランス The French Republic	グアドループ Guadeloupe 仏領ギアナ French Guiana マルティニーク Martinique マイヨット Mayotte レユニオン Réunion サンマルタン Saint-Martin	ニュー・カレドニア及びその附属諸島 New Caledonia and Dependencies サンピエール及びミクロン Saint Pierre and Miquelon サン・バルテルミー Saint-Barthélemy ウォリス・フツナ諸島 Wallis and Futuna Islands 仏領ポリネシア French Polynesia 仏領南方・南極地域 French Southern and Antarctic Territories
イタリア The Italian Republic	リヴィーニョ自治体 the municipalities of Livigno カンピョーネ・ディターリア及びルガーノ湖の国家水域 Campione d'Italia and the national waters of Lake Lugano	—
キプロス The Republic of Cyprus	—	—
ラトビア The Republic of Latvia	—	—
リトアニア The Republic of Lithuania	—	—
ルクセンブルク The Grand Duchy of Luxembourg	—	—
ハンガリー The Republic of Hungary	—	—

【参考】 税関HP掲載資料(続き)

適用対象国	注意が必要な地域	
	適用対象の地域	適用対象外の地域
マルタ The Republic of Malta	—	—
オランダ The Kingdom of the Netherlands	—	アルバ Aruba 蘭領アンティル Netherlands Antilles
オーストリア The Republic of Austria	—	—
ポーランド The Republic of Poland	—	—
ポルトガル The Portuguese Republic	アゾレス諸島 the Azores マデイラ Madeira	—
ルーマニア Romania	—	—
スロベニア The Republic of Slovenia	—	—
スロバキア The Slovak Republic	—	—
フィンランド The Republic of Finland	オーランド諸島 Åland Islands	—
スウェーデン The Kingdom of Sweden	—	—

適用対象国	注意が必要な地域	
	適用対象の地域	適用対象外の地域
イギリス The United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland	チャンネル諸島 Channel Islands マン島 Isle of Man ジブラルタル Gibraltar アクロティリ及びデケリアの英国主権基地領域 Territory of the United Kingdom Sovereign Base Areas of Akrotiri and Dhekelia	アンギラ Anguilla ケイマン諸島 Cayman Islands フォークランド諸島 Falkland Islands サウスジョージア及びサウスサンドウィッチ諸島 South Georgia and the South Sandwich Islands モントセラト Montserrat ピットケルン Pitcairn セントヘレナ及びその附属諸島 Saint Helena and Dependencies 英領南極地域 British Antarctic Territory 英領インド洋地域 British Indian Ocean Territory タークス及びカイコス諸島 Turks and Caicos Islands 英領ヴァージン諸島 British Virgin Islands バーミュダ Bermuda
モナコ Monaco	—	—
アンドラ (注) Andorra	—	—
サンマリノ San Marino	—	—

(注) HS第25～97類に分類される産品のみEPA税率の適用対象

I. TPP11原産地規則

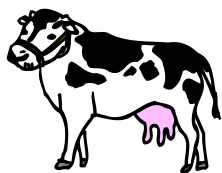
1. TPP11原産地規則の概要
2. 原産地基準について
3. 原産地手続について

II. 日EU・EPA原産地規則の概要

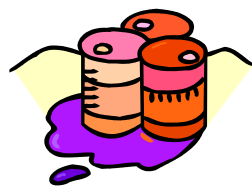
1. 日EU・EPA原産地規則の概要
2. 原産地基準について
3. 原産地手続について

III. その他

①完全に得られ、又は生産される産品



(例) 生きている動物であって、当該締約国において生まれ、かつ、成育されたもの
(家畜等)



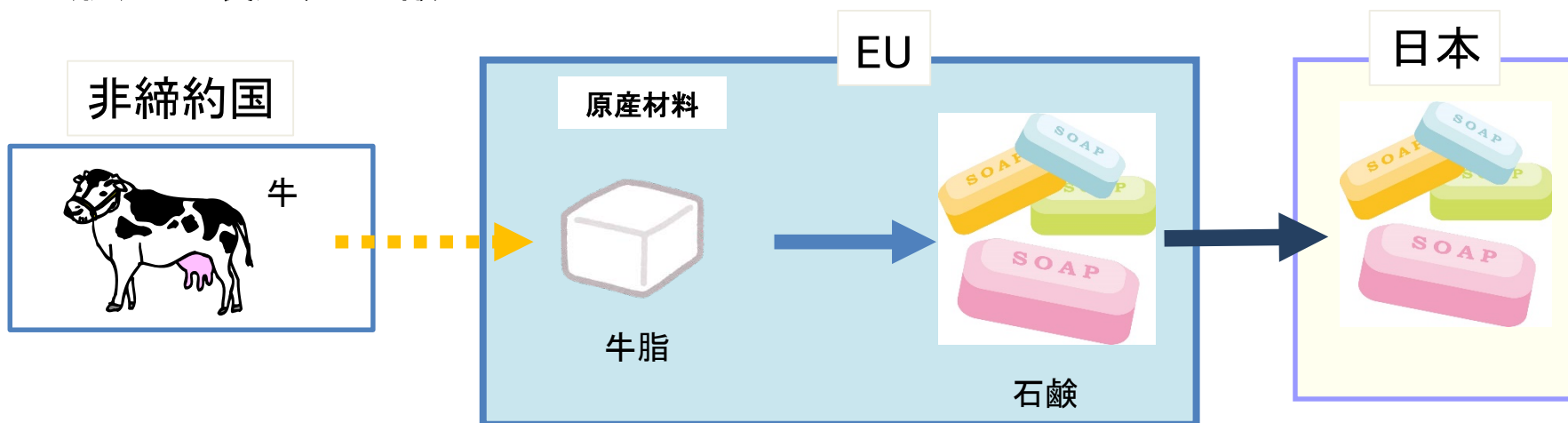
(例) 当該締約国において抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質
(原油等)

②原産材料のみから生産される産品

○締約国(EU又は日本)の原産材料のみから生産される産品。

○生産に使用される材料はすべて原産材料。個々の材料は、遡れば第三国の材料(非原産材料)である場合もある。

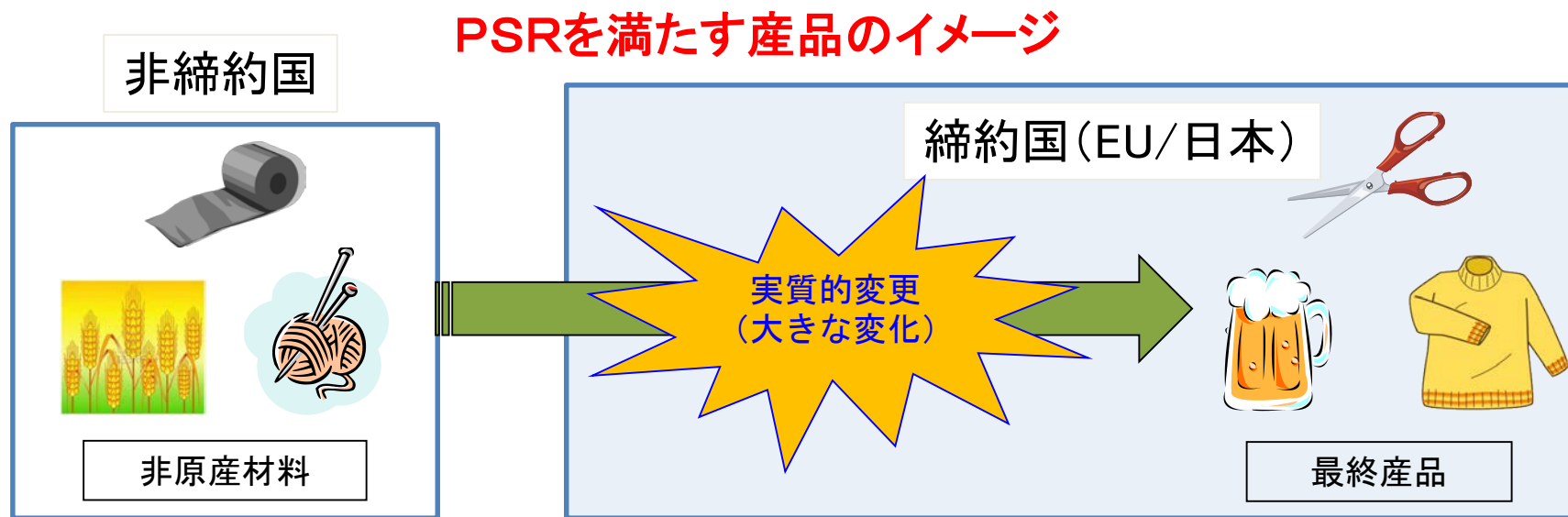
(例) EUで製造する石鹸



③品目別規則(PSR)を満たす産品(実質的変更基準を満たす産品)

○非原産材料を使用しているも、締約国における加工等の結果として、当該材料に実質的な変更があった場合には、その産品を原産品と認めるもの。

○PSRには、それぞれの産品に応じた関税分類変更基準や付加価値基準等の原産地基準(原産品となるための要件)が設定されている。



【PSRの3類型】

- ①関税分類変更基準：非原産材料と最終産品との間に特定の関税分類番号変更があること。
- ②付加価値基準：産品に一定以上の付加価値を付与すること。
- ③加工工程基準：産品に特定の加工(例：化学品の化学反応)がなされること。

○ 第三国（非締約国）のきゅうり（第07.07項）からEUにおいてきゅうりの酢漬け（第20.01項）を製造。

※ 第20.01項のPSR:CC

○ この場合、非原産材料のきゅうりと最終製品のきゅうりの酢漬けの関税分類番号（類）に特定の変化があることから、きゅうりの酢漬けはPSRを満たし、EU原産品と認められる。



※ 関税分類番号は世界税関機構（WCO）のHS条約（商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約）に基づく。商品毎に類（2桁で97）・項（4桁で1222）・号（6桁で5387）のHS番号が設定されている。

付加価値基準の計算方式は、我が国の従来のEPAで採用済みの控除方式(RVC)と、非原産材料の使用割合に基づく方式(MaxNOM)を併記。

※RVC: Regional Value Content:域内原産割合

MaxNOM: Maximum value of non-originating materials:非原産材料使用割合

○ 非原産材料の使用割合(MaxNOM)に基づくもの

$$\text{MaxNOM}(\%) = \frac{\text{非原産材料の価額}}{\text{製品の価額(EXW)}}$$

○ 域内原産割合(RVC)に基づくもの
(控除方式(我が国の過去の協定でも採用))

$$\text{RVC}(\%) = \frac{\text{製品の価額(FOB)} - \text{非原産材料の価額}}{\text{製品の価額(FOB)}}$$

RVCについてはFOB、MaxNOMについてはEXWで算出。輸出国内での運送費分についてFOBの方が高くなることから、一律5%の閾値の差が設けられている。

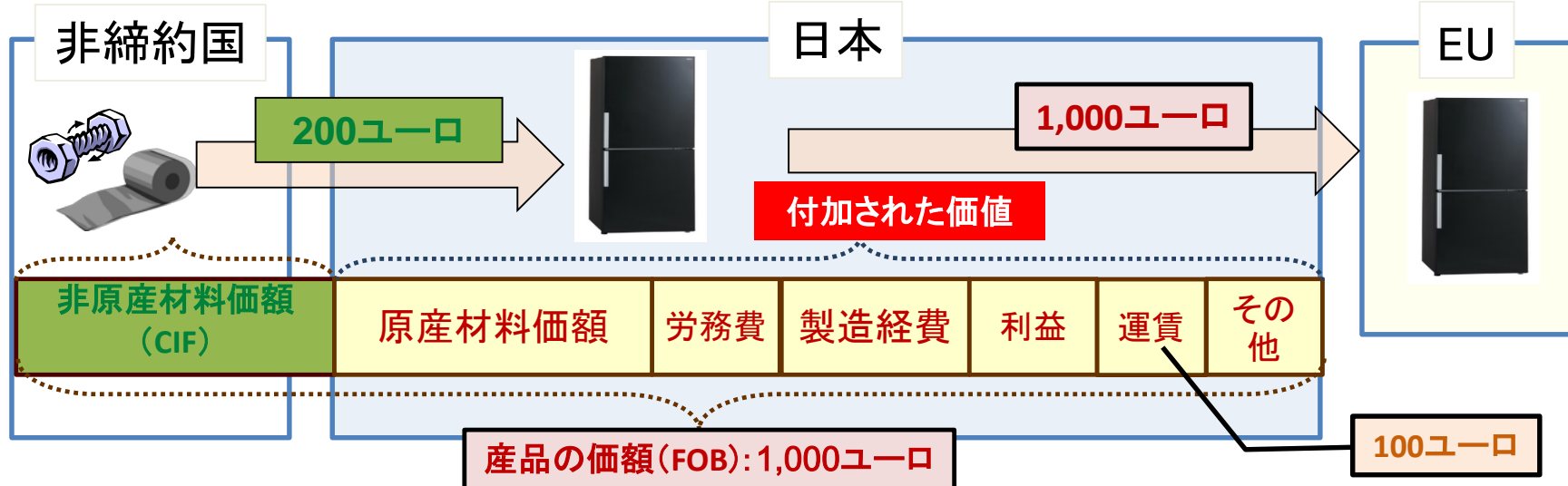
両者の例

- MaxNOM40% (EXW) 又はRVC65% (FOB)
- MaxNOM50% (EXW) 又はRVC55% (FOB)

- 材料である冷蔵庫の鉄鋼製品等を第三国(非締約国)より輸入し、日本で冷蔵庫を製造。
- RVCで計算すると、日本での製造において、付加された価値(800ユーロ)が、製品全体の価額(1,000ユーロ)に対して55%以上であることから、当該冷蔵庫はPSRを満たし、原産品と認められる。
- MaxNOMで計算すると、非原産材料の価額(200ユーロ)が製品全体の価額(900ユーロ)に対して50%以下であることから、当該冷蔵庫はPSRを満たし、原産品と認められる

冷蔵庫(第84.18項)の品目別規則

CTH、MaxNOM 50%(EXW) 又は RVC55%(FOB)



$$\text{RVC(FOB)} = \frac{1,000\text{ユーロ} - 200\text{ユーロ}}{1,000\text{ユーロ}} = 80\% \geq 55\%$$

$$\text{MaxNOM(EXW)} = \frac{200\text{ユーロ}}{1,000\text{ユーロ} - 100\text{ユーロ}} = 22\% \leq 50\%$$

○材料であるリジン(HS2922.41)を第三国(非締約国)より輸入し、日本においてリジン塩酸塩(HS2922.41)を製造。

※ 第2922.41号の品目別規則:

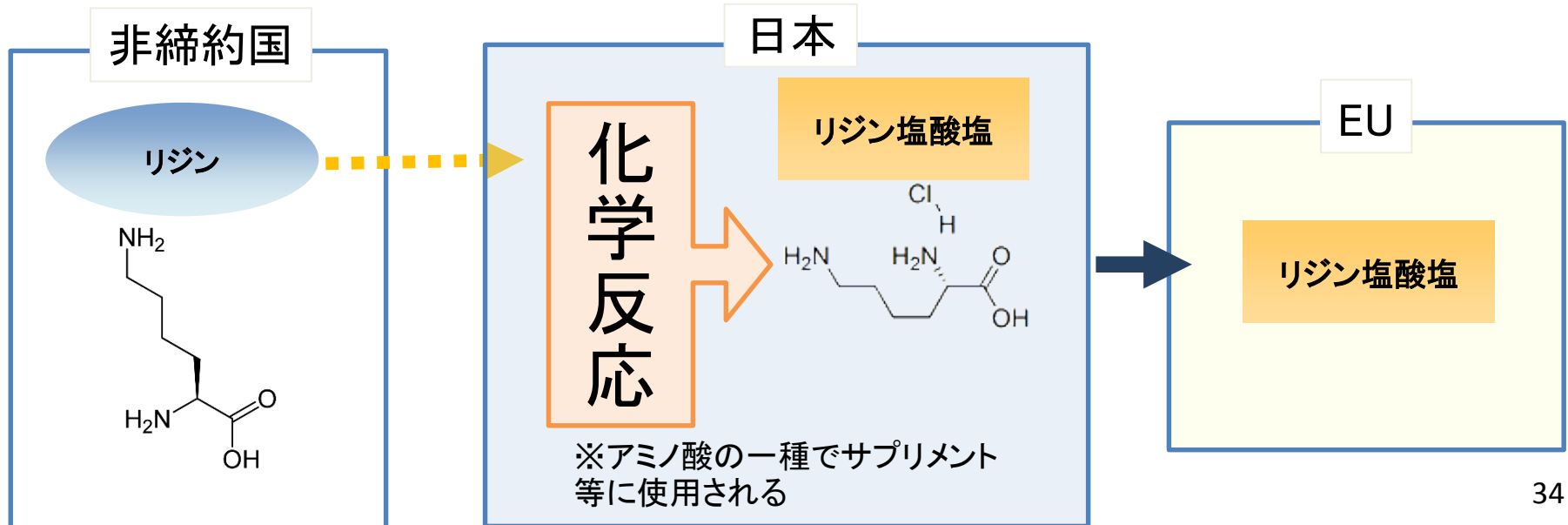
CTSH、

化学反応、精製、粒径の変更、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること、

MaxNOM50%(EXW) 又は

RVC55%(FOB)

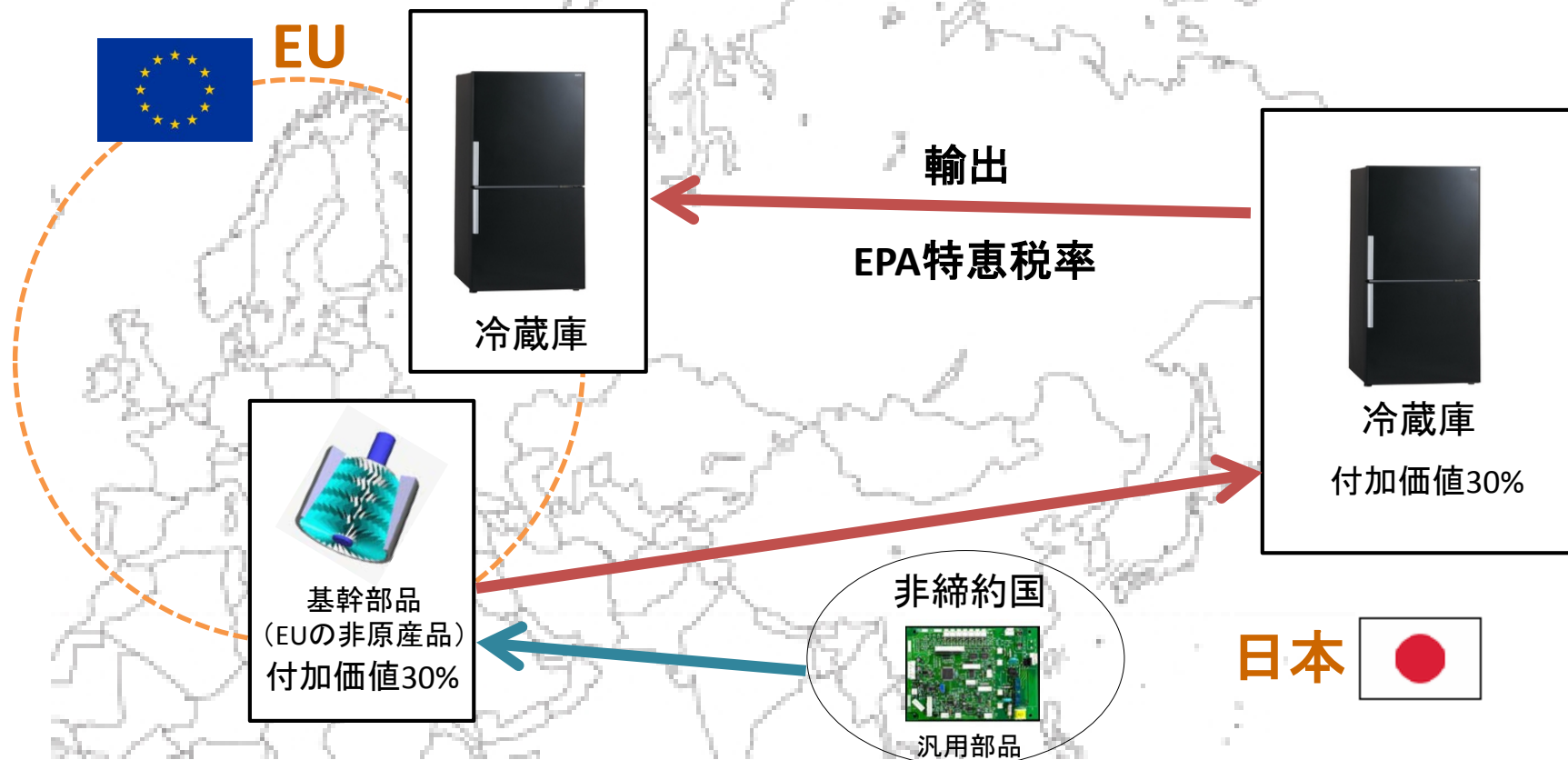
○この場合、日本での製造において、使用された非原産材料に対して化学反応が施されていることから、リジン塩酸塩は加工工程基準(この例の場合、特定の化学反応を経ていること)を満たし、日本の原産品と認められる。



○原産材料の累積(モノの累積)のほか、生産行為の累積も認められている(一方の締約国の原産品や生産行為を他方の締約国の原産材料や生産行為とみなす)。

完全累積制度

(例)原産地規則が「域内原産割合(RVC) 55%」の場合(数値・図はイメージ)



累積ルールがない場合には、日本の付加価値が30%であるため「付加価値55%」を満たせないが、完全累積制度があれば、EUで生産された部品がEU原産品とならなくても、EUで付加された価値30%の足し上げが可能。これにより日本の付加価値30%と合わせ付加価値60%となり、原産品として認められる。

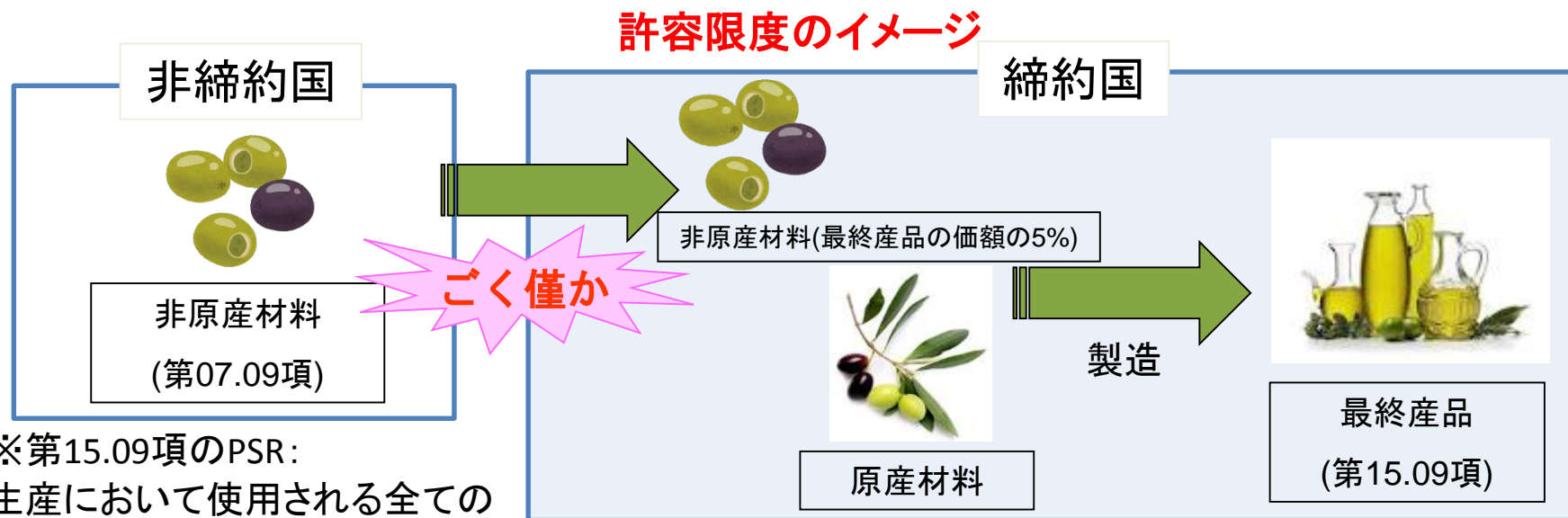
○非原産材料を使用しているも、その使用がわずかな場合には、その産品を締約国の原産品と認めるもの。

【許容限度(僅少)の基準】

- 第1類から第49類、第64類から第97類の産品の場合には、原則として産品の価額の10%以内
- 第50類から第63類の繊維製品の場合には、当該産品の価額の8%以内/総重量の10%~40%以内(産品の材料の構成等により、異なる許容限度が適用される。)
- 許容限度の基準は、完全に得られる産品には適用されない。PSRで、使用される材料が完全に得られる産品であると規定されている場合は、許容限度の基準は適用される。
- PSRに当該品目にのみ適用される許容限度の例外を定めている場合には、当該規定に従う。(PSR上の許容限度(例:産品の価額の15%以内)と上記価額の10%以内は、合算して適用することはできない。)
- 通則3(b)又は3(c)の規定に従って関税分類が決定されるセットであって、原産品である構成要素及び非原産品である構成要素から成る場合には、産品の価額の15%以内

○許容限度の基準は、完全に得られる産品には適用されない。

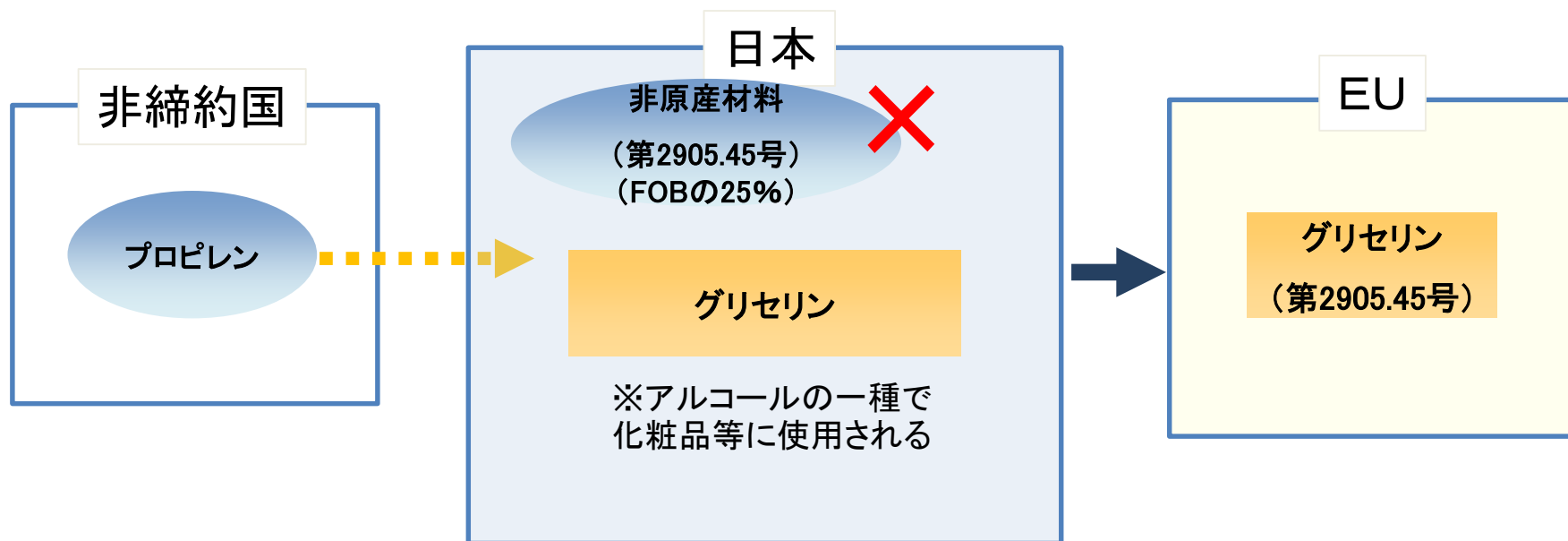
○PSRで、使用される材料が完全に得られる産品であると規定されている場合は、許容限度の基準は適用される。



※第15.09項のPSR:
生産において使用される全ての植物性材料が締約国において完全に得られるものであること。

○PSRに当該品目にのみ適用される許容限度の例外を定めている場合には、当該規定に従う。

○PSR上の許容限度(例: 製品の価額の15%以内)と価額の10%以内(原則)は、合算して適用することはできない。)



※第2905.45号のPSR:

CTH(ただし、第二九〇五・四五号の非原産材料は、その総額が製品のEXWの二十パーセント又はFOBの十五パーセントを超えないことを条件として、使用することができる。)、

MaxNOM五十パーセント(EXW) 又は RVC五十五パーセント(FOB)

HSの通則3(b)、3(c)の規定によりセットとして分類されるもの

- すべての構成要素が原産品である場合に、締約国の原産品となる。

原産品である構成要素と非原産品である構成要素からなる場合(セットの許容限度)

- 非原産品である構成要素の価額がセットの価額(EXW又はFOB)の15%以下である場合は、締約国の原産品となる。

例) パスタセット(第1902.19号)

- | | |
|---------------|------|
| • パスタ(原産品) | 5ユーロ |
| • トマトソース(原産品) | 4ユーロ |
| • 粉チーズ(非原産品) | 1ユーロ |



消費時のイメージ

非原産品の粉チーズの価額がセットの価額の10%であることから、当該セットは原産品となる。

◆許容限度(僅少の非原産材料)の規定

□「基本的な紡織用繊維」の許容限度

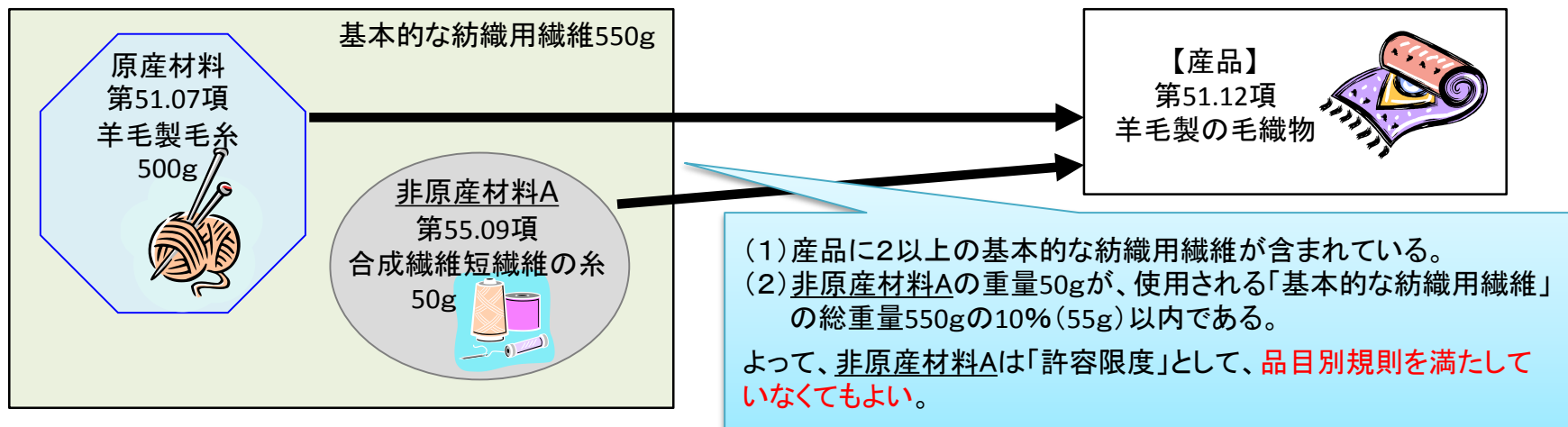
品目別規則の注釈において、32品目の「基本的な紡織用繊維」が指定されている。

「基本的な紡織用繊維」(抜粋)

(a)絹、(b)羊毛、(c)粗獣毛、…(f)綿、…(m)人造繊維の長繊維(合成繊維のものに限る。)、(n)人造繊維の長繊維(再生繊維又は半合成繊維のものに限る。)、…(p)ポリプロピレンの人造繊維の短繊維(合成繊維のものに限る。) ……

これらの繊維については、非原産材料であっても、以下の条件(1)(2)を満たす場合には、許容限度(=僅少の非原産材料)として品目別規則を満たしているかを考慮しない。

- (1) 産品に2以上の「基本的な紡織用繊維」が含まれていること。
- (2) 非原産の「基本的な紡織用繊維」の重量合計が、使用される全ての「基本的な紡織用繊維」の総重量の10%以内であること(※)。



※「ポリエーテルの柔軟なセグメントによりセグメント化されたポリウレタンにより製造した糸」を含む産品、及び「アルミニウムのはくの芯又はプラスチックフィルムの芯から成るストリップであって幅が5mm以下のもののうち接着剤を用いて二層のプラスチックフィルムの間に挟まれたもの」を含む産品については、異なる許容限度の最大限の割合が設けられている。ただしその場合でも、その他の非原産である「基本的な紡織用繊維」は、10%を超えてはならない。

□ その他の許容限度(僅少の非原産材料)の規定

- ✓ 第51.06項から第51.10項まで及び第52.04項から第52.07項までの製品については、製品の重量の40%以内を限度に、非原産材料である人造繊維を天然繊維の紡績の工程において使用することができる。
- ✓ 産品(第61類～第63.06項((注)4.(2))の項以外の項に分類される非原産材料である紡織用繊維については、価額が産品のEXW又はFOBの8%を超えない場合には、品目別規則を満たしているかを考慮しなくてよい。

(注)原産地規則解釈例規(平成26年6月13日 財関第598号)(抄)

3. EU 協定第3・6条第2項に規定する許容限度について

EU 協定第3・6条第2項は、「産品の生産において使用される非原産材料の価額が、附属書3-Bに定める要件において特定される非原産材料の最大価額(百分率で表示されるもの)を超える場合には、適用しない。」と規定しているが、この場合、品目別規則に記載する関税分類番号に分類される特定の非原産材料についてのみが当該最大価額を超える場合は、適用されない。

4. EU 協定附属書3-A(品目別原産地規則の注釈)に規定する第11部における許容限度について

EU 協定の附属書3-B第11部に適用される許容限度については、当該規則の部注により、附属書3-A注釈6から8を参照することとなっているが、当該注釈の解釈は以下のとおりであるので留意ありたい。

- (1) 注釈8第1項中「裏地及び芯地を除く。」とは、注釈8第1項を適用し、価格ベースでの許容限度を考慮する場合は裏地及び芯地は原産材料でなければならないことを意味する。
- (2) 注釈8-1が対象としている品目は、英文協定上“a made-up textile product”であることから、品目別規則上「製品にすること(“making-up”)」が要件とされている第61類、第62類及び第63類第1節(第63.01項から第63.06項)である。
- (3) 注釈7の対象物品のうち、当該注釈を満たさない産品については、注釈8-1を満たす場合には原産品と認められる。
- (4) EU 協定の附属書3-A注釈7に規定する「二以上の基本的な紡織用繊維を含む産品」とは、産品全体で2種類以上の紡織用繊維を含む産品のことであり、複数の生地を使用している産品について、生地毎に2種類以上の紡織用繊維を含んでいる必要はない。
- (5) 注釈8第3項は、「附属書3-Bに定める要件が非原産材料の最大限の割合(価額に基づくもの)からなる場合には、非原産材料の価額の算出に当たっては、第50類から第63類までの各類に分類されない非原産材料の価額を考慮する」と規定しているが、この場合、品目別規則第11部の繊維及び繊維製品について、非原産材料の最大限の割合(価格に基づくもの)により付加価値基準を算出する際には、第50類から第63類までの各類に分類されない非原産材料の価額も含む。

◆その他の特徴

- EU特惠原産地規則における繊維及び繊維製品の品目別規則は、2工程ルールを基本とした加工工程基準が中心である。

第62.02項

ししゅうした産品

製織と製品にすること(布の裁断を含む。)との組合せ又はししゅうしていない織物からの生産(ただし、非原産であるししゅうしていない織物であって、生産において使用されるものの価額が製品のEXWの40%又はFOBの35%を超えないことを条件とする。)

その他の産品

製織と製品にすること(布の裁断を含む。)との組合せ又はなせん(独立の作業)を経て製品にすること(布の裁断を含む。)

- 品目別規則に規定されている「なせん(独立の作業)」については、スクリーン、ローラー、デジタル又は転写の技術に注釈に例示されているような2以上の準備又は仕上げの工程を組み合わせ、かつ生産において使用された全ての非原産材料の価額が製品のEXWの50%又はFOBの45%を超えないことを条件としている。
- 第61類から第63類までの製品の生産に使用される第50類から第63類までに分類されない非原産材料(例: ボタン・ファスナー)については、紡織用繊維を含むか否かに関わらず、制限を受けることなく使用することができる。
ただし、品目別規則が付加価値基準である場合、非原産材料の価額の算出に当たっては、第50類から第63類までに分類されない非原産材料の価額を考慮する。

I. TPP11原産地規則

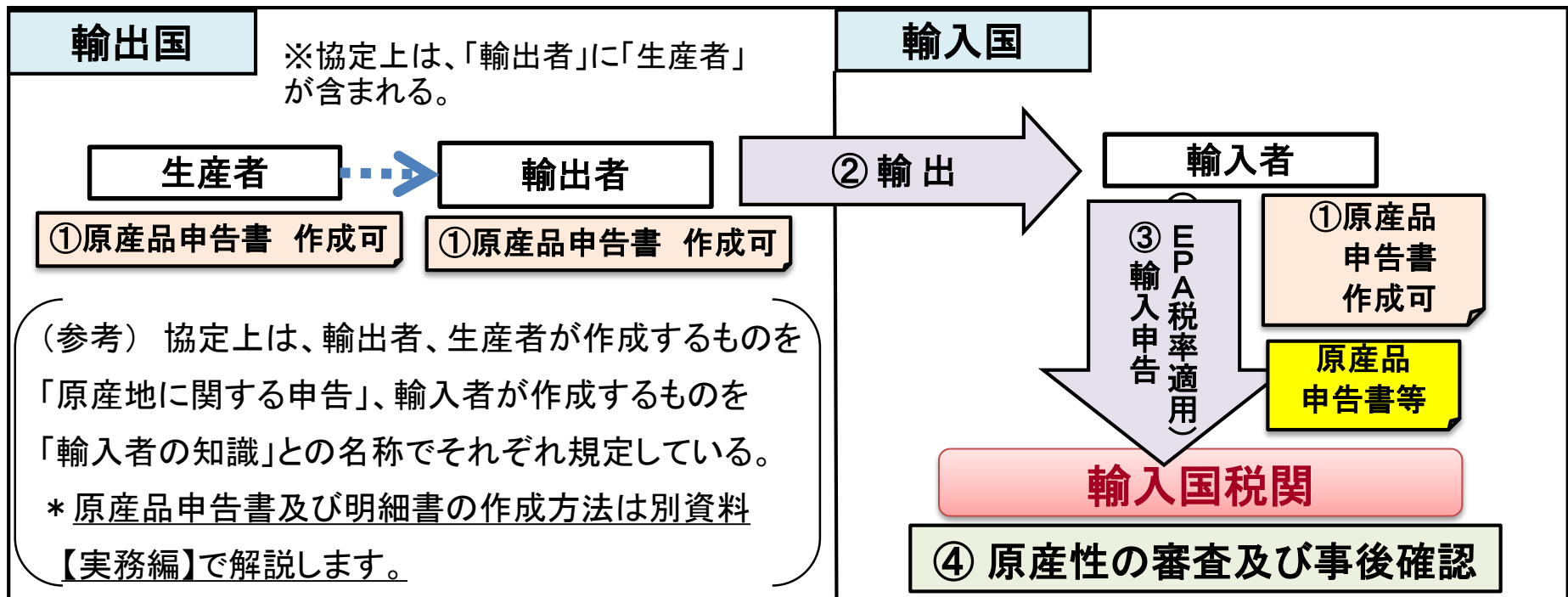
1. TPP11原産地規則の概要
2. 原産地基準について
3. 原産地手続について

II. 日EU・EPA原産地規則の概要

1. 日EU・EPA原産地規則の概要
2. 原産地基準について
3. 原産地手続について

III. その他

- 自己申告制度が採用されている。(第三者証明制度は採用されていない。)
- **輸出者**、**生産者**又は**輸入者**が原産品申告書の作成ができる。
- 輸入者は、EPA税率を適用して輸入申告をする際に原産品申告書を税関に提出。
(※)我が国での輸入に際しては、原産品であることを明らかにする書類(明細書等)の提出も必要。
- 輸出者又は生産者が作成する原産品申告書については、記載様式が協定上規定されている。(附属書3-D)
- 輸入者が作成する原産品申告書については、協定上規定された様式はないものの、別途、税関様式(任意様式)として規定。



【EU】 特恵要求手続②(輸出者・生産者による自己申告)

- 輸出者・生産者による自己申告の場合には、文言が定められており、仕入書 等の商業上の文書に、以下を記載することが協定上明記されている。 ※1
- 課税価格の総額が20万円以下の場合、原産品申告書の提出を省略することが可能。

(期間:.....から.....まで) ※2

この文書の対象となる製品の輸出者(輸出者参照番号※3.....)は、別段の明示をする場合を除くほか、当該製品の原産地.....が特恵に係る原産地であることを申告する。

(用いられた原産性の基準) ※4

(場所及び日付) ※5

(輸出者の氏名又は名称(活字体によるもの))

※1 自己申告の文言は上記和文のほか、英語を含むEUの諸言語で作成可能

※2 同一の原産品が2回以上輸送される場合の期間(12か月以内)

※3 輸出者参照番号: 日本からの輸出者の場合: 法人番号 (なお番号を有していない場合は空欄)

※4 A: 完全生産品、B: 原産材料のみから生産される製品、C: 実質的変更基準を満たす製品、
(1:関税分類変更基準、2:付加価値基準、3:加工工程基準) D: 累積、E:許容限度

※5 場所及び日付の情報が自己申告を行うインボイス等の文書自体に含まれる場合は省略可能

【お知らせ】 税関HP掲載資料

輸入申告時に税関に提出する貨物の原産地にかかる説明(資料)について

日EU・EPAを適用して輸入申告する場合には、自己申告手続きに関し、以下にご留意下さい。

日EU・EPAに基づき特恵待遇を要求する輸入者は、同EPA第3.16条第3項の第2文目に規定されている通り、貨物が当該EPA及び法令の要件を満たすか否かに関する説明(資料)を税関へ提出することが求められます。この場合、当該説明(資料)については、輸入者が入手できないものまで税関へ提出する義務を負っているものではありません。

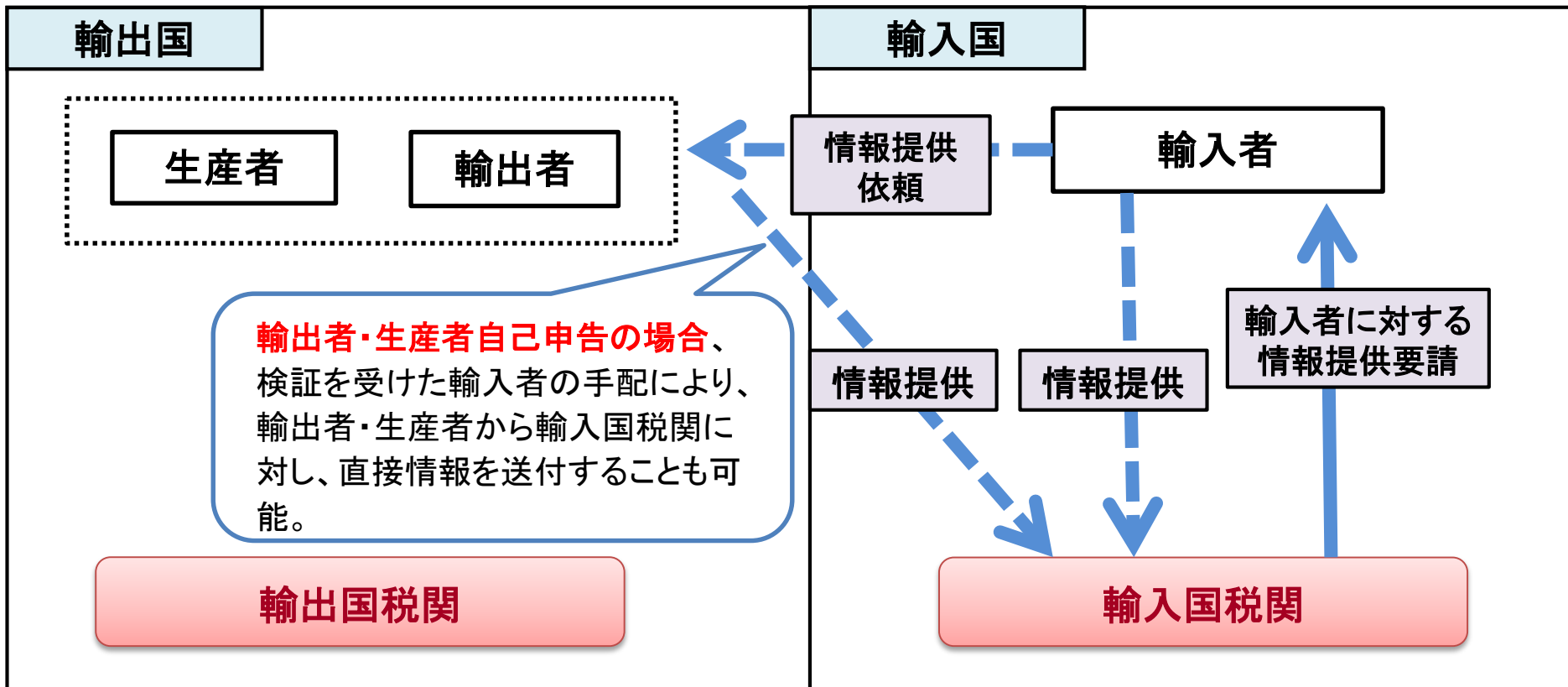
また、当該説明(資料)が提出できない場合、特恵適用が直ちに否認されるものではありません。

輸入者が当該説明(資料)を税関に提出することとした場合には、以下のように取り扱われます。

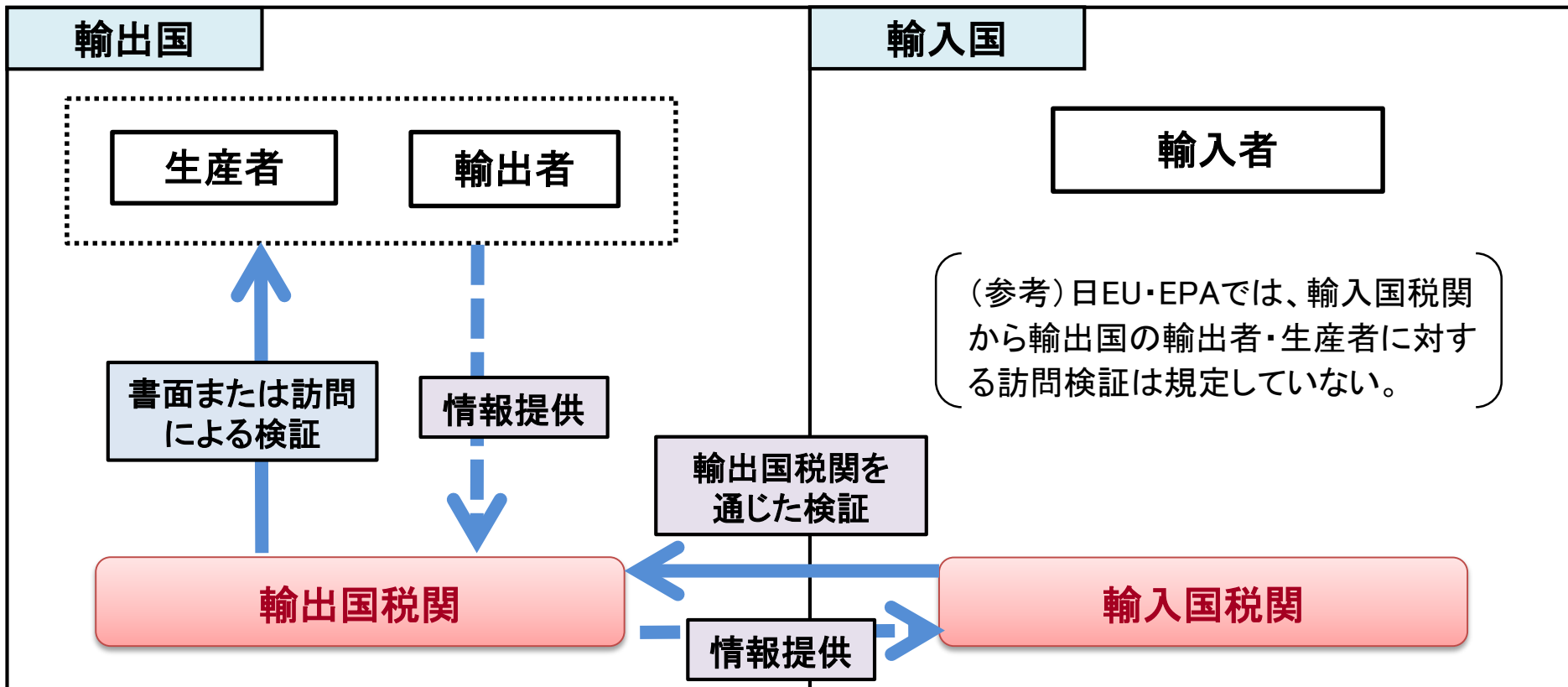
1. 輸入者による特恵待遇の要求が「原産地に関する申告(輸出者自己申告)」に基づく場合
 - ・輸入者は当該説明(資料)の提出にあたって税関様式C-5293(原産品申告明細書様式)を使用することが可能です。
 - ・この場合、輸出者は同EPA第3.17条(1)に基づき原産地に関する申告及び提供する当該情報の正確性について責任を負います。
2. 輸入者による特恵待遇の要求が「輸入者の知識(輸入者自己申告)」に基づく場合
 - ・当該説明(資料)の提出に当たり、輸入者は税関様式C-5292-4(原産品申告書様式)及びC-5293(原産品申告明細書様式)を使用することが可能です。
 - ・輸入者自己申告は、輸入者が同EPA第3.18条に基づき貨物が原産品であること及び当該協定に定める要件を満たすことを示す情報を入手していることが前提となっております。

なお、必要に応じ、同協定第3・21条に基づく原産品であるかどうかの確認を行う場合があります。

- 輸入された製品の原産性に疑義がある場合、輸入国税関は、製品についての情報を以下の方法により求めることができる。
 - ① 輸入者に対する検証
 - ② 輸出国税関を通じた輸出者・生産者に対する検証
※輸出者又は生産者が原産品申告書を作成した場合のみ。
- 輸入者、輸出者又は生産者が十分な情報を提供しない場合等は特惠税率の適用を否認



- 輸入された製品の原産性に疑義がある場合、輸入国税関は、製品についての情報を以下の方法により求めることができる。
 - ① 輸入者に対する検証
 - ② **輸出国税関を通じた輸出者・生産者に対する検証**
※輸出者又は生産者が原産品申告書を作成した場合のみ。
- 輸入者、輸出者又は生産者が十分な情報を提供しない場合等は特惠税率の適用を否認



書類の保存

輸入者	<p>輸入の許可の日の翌日から5年間、以下の書類を保存。</p> <ul style="list-style-type: none">◆ 輸入者自己申告の場合は、産品が原産品としての資格を得るための要件を満たすことを示すすべての記録。◆ 輸出者・生産者の自己申告の場合は、その申告書面。
輸出者・生産者	<ul style="list-style-type: none">◆ 輸出者・生産者の自己申告の場合は、作成の日から4年間、以下の書類を保管。✓ 申告書面の写し、✓ 産品が原産品としての資格を得るための要件を満たすことを示すすべての記録。

I. TPP11原産地規則

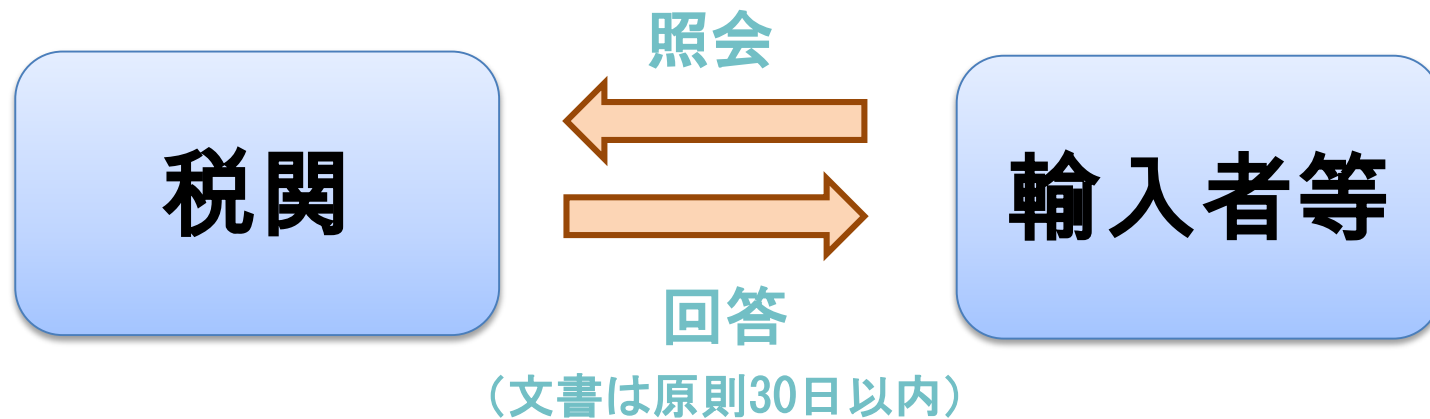
1. TPP11原産地規則の概要
2. 原産地基準について
3. 原産地手続について

II. 日EU・EPA原産地規則の概要

1. 日EU・EPA原産地規則の概要
2. 原産地基準について
3. 原産地手続について

III. その他

事前教示制度



【事前教示制度】

- 貨物の輸入をお考えの方やその他の関係者が、税関に対して、輸入の前に、輸入を予定している貨物が原産地規則を満たしているかどうか（協定の適用・解釈等）についての照会を文書により行い、税関から文書により回答を受けることができる制度。
- 輸入を予定している貨物の原産地、TPP11税率又は日EU・EPA税率（特惠関税）の適用の可否等を事前に知ることができ、（適用される税率が事前に分かることから）輸入にかかる費用等の計画が立てやすくなります。
- また、貨物が実際に輸入される際の輸入通関では、事前教示によって、既にその貨物の取扱い（原産地）が確定していることから、迅速な申告、貨物の早期の受取りができるようになります。
- 税関が発出した回答（教示）の内容については、最長3年間、税関が輸入申告を審査する際に尊重されます（法律改正等により取扱いの変更があった場合等を除く）ので、恒常的に同じ貨物を輸入する場合には、安定的な取扱いが確保されます。

※口頭やEメールによる事前教示の照会（文書による事前教示の照会に準じた取扱いに切り替えた場合を除く。）の場合には、輸入申告の審査の際に尊重される取扱いは行われないのでご注意ください。

各税関原産地規則担当部門連絡先

税関	電話番号	メールアドレス
函館税関業務部原産地調査官	0138-40-4255	hkd-gyomu-gensan@customs.go.jp
東京税関業務部首席原産地調査官	03-3599-6527	tyo-gyomu-origin@customs.go.jp
横浜税関業務部原産地調査官	045-212-6174	yok-gensanchi@customs.go.jp
名古屋税関業務部原産地調査官	052-654-4205	nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp
名古屋税関清水税関支署原産地調査官	054-352-6114	nagoya-shimizu-gensanchi@customs.go.jp
大阪税関業務部首席原産地調査官	06-6576-3196	osaka-gensanchi@customs.go.jp
神戸税関業務部首席原産地調査官	078-333-3097	kobe-gensan@customs.go.jp
門司税関業務部原産地調査官	050-3530-8369	moji-gyomu@customs.go.jp
長崎税関業務部原産地調査官	095-828-8801	nagasaki-gensanchi@customs.go.jp
沖縄地区税関原産地調査官	098-943-7830	oki-9a-gensanchi@customs.go.jp

原産地規則・関連する税関手続について
ご質問等があればお気軽にお問い合わせください。

(参考) CPTPP及び日EU・EPA等の輸出に関するお問い合わせ先

1. 輸出(及び輸入)の手続きやビジネス相談を含む実務の全般について

日本貿易振興機構(JETRO)

- 日本での問合せ先: JETRO・EPA活用のための相談窓口 <https://jetro.go.jp/theme/wto-fta/tpp/contact.html>
- 海外での問合せ先: JETRO・EPAアドバイザー <https://jetro.go.jp/services/advisor/>

2. 輸出時の原産地申告の準備等の実務について

- 東京共同会計事務所 EPA相談デスク <https://epa-info.go.jp/>

3. 協定の鉱工業品の関税・原産地規則などの内容について


- 経済産業省 通商政策局 経済連携課 http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/contact/

原産地関連情報を、税関ホームページの原産地規則ポータルに掲載しています。

原産地規則ポータル

検索

<http://www.customs.go.jp/roo/index.htm>



The screenshot shows the '原産地規則ポータル' (Origin Rules Portal) website. At the top left is the 'JAPAN CUSTOMS' logo. The main header contains the title '原産地規則ポータル' and a search bar with a '検索' button. Below the header is a banner with a photo of a customs officer and a text box stating: '税関は、経済連携協定等の適正かつ円滑な実施を目指して原産地規則の適切な運用の確保に取り組んでいます。' (The Customs aims to ensure the appropriate application of origin rules, striving for fair and smooth implementation of economic cooperation agreements, etc.). At the bottom, there is a navigation menu with links: 'トップページ', '原産地規則とは', '協定・法令等', '原産地証明手続', '事後確認', and '税関ホームページ'.



カスタム君

ご清聴ありがとうございました。